



## 第 4 次

# 高知県社会貢献活動支援推進計画

(平成 31 年度～平成 35 年度)

< 素案 >

平成 31 年 月

高 知 県

# 目 次

第1章	計画の構想	
第1	計画の趣旨・策定の目的	1
第2	計画の位置づけ及び構成	1
第3	計画期間	1
第4	計画の対象	1
第5	これまでの経緯	2
第2章	社会貢献活動団体等の現状及び課題	
第1	社会貢献活動団体の現状	6
第2	第3次高知県社会貢献活動支援推進計画の成果	9
第3	社会貢献活動団体の課題	10
第3章	計画の目標	
第1	目指すべき姿	13
第2	計画の目標	13
第3	各主体の役割	13
第4章	社会貢献活動に対する支援策	
第1	基本方針と実施項目	16
第2	活動の推進に向けた具体的な取組	17
	I 社会貢献活動団体への支援の充実	
	1 研修や相談等	
	2 財政基盤	
	3 人材育成と確保	
	II 社会貢献活動団体と関係団体の連携	
	1 教育機関との連携	
	2 企業、行政等との連携	
	III 地域における社会貢献活動の推進	
	1 地域の課題解決につながる取組	
	2 災害時における取組	
第5章	進行管理	
第1	社会貢献活動支援推進会議の設置	26
第2	進行管理	26
<参考>		
(1)	高知県社会貢献活動推進支援条例	27
(2)	委員名簿	30

# 第1章 計画の構想

## 第1 計画の趣旨・策定の目的

県では、高知県社会貢献活動推進支援条例（平成11年3月制定。以下「条例」という。）及び高知県社会貢献活動支援推進計画に基づき、社会貢献活動の活性化を図るため、県の社会貢献活動拠点センターと位置付けた高知県ボランティア・NPOセンター（以下「NPOセンター」という。）と連携をして、NPO法人をはじめとする社会貢献活動団体に対する情報提供や研修会の開催、団体間の交流促進など、社会貢献活動の積極的な支援を進めてきました。

その結果、平成26年3月に策定された第3次計画では、NPO法人の活動基盤の整備や、NPO団体相互の交流連携の推進、NPO活動の県民への普及啓発、大学との連携、災害時における社会貢献活動団体のネットワークの構築が進むといった成果が見られました。

こうした中、第3次計画の計画期間が平成30年度末をもって終了することから、これまでの社会貢献活動に対する支援を踏まえ、第4次計画を策定することとしました。

## 第2 計画の位置づけ及び構成

この計画は、条例第9条に基づき、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するための基本となるもので（第1項）、その構成は次のとおりとします（第2項）。

第1章	計画の構想 ----- 計画策定の位置付けや趣旨、計画期間など基本的な事項を示します。
第2章	社会貢献活動団体等の現状及び課題 ----- 社会貢献活動団体等の現状と課題を示します。
第3章	計画の目標 ----- 計画の目標とそのために関係する主体が取り組むべき事項の概要を示します。
第4章	社会貢献活動に対する支援策 ----- 計画期間内に県として取り組む施策体系と具体的な行動計画について示します。
第5章	進捗管理 ----- 計画を着実に推進するための進捗管理について示します。

## 第3 計画期間

この計画は、平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間とします。

## 第4 計画の対象

この第4次高知県社会貢献活動支援推進計画において、支援の対象となる社会貢献活動とは、営利を目的としない公益的な活動であって、その活動が県民の多様なニ

ーズに対応し、豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とした自主的な活動とします。

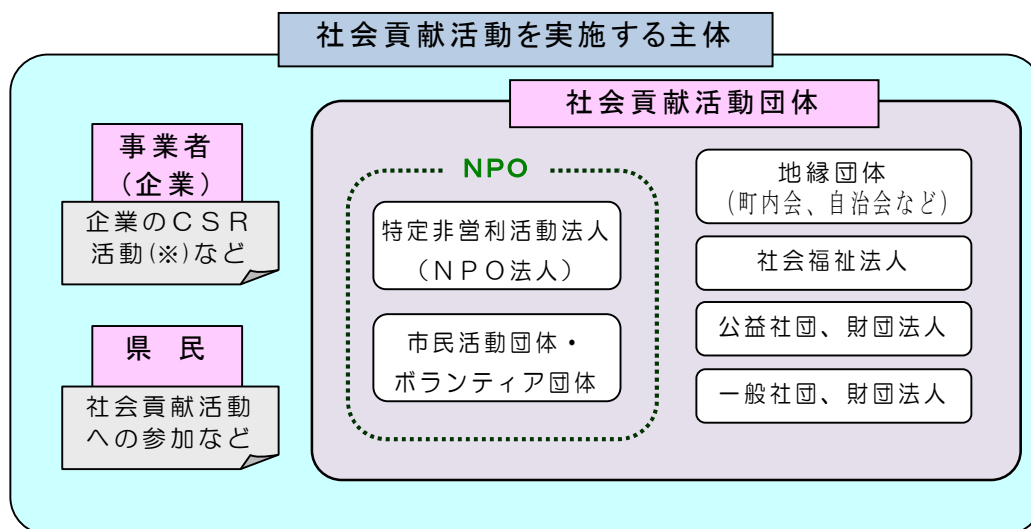
また、この計画における社会貢献活動を実施する主体とは、高知県社会貢献活動推進支援条例第4条から第8条にそれぞれ責務が定められている県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体です。

なお、社会貢献活動団体とは、社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体をいいます。

この計画中に、NPO（Non Profit Organization）の表記が出てきますが、NPOは様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

広義のNPOは、社会貢献活動団体のことで、狭義のNPOは、社会貢献活動を団体の主な活動としている特定非営利活動法人（NPO法人）と、市民活動団体・ボランティア団体を指します。

本計画におけるNPOの表記は、社会貢献活動の中心的な役割を担っている狭義のNPOを意味することとします。



## 第5 これまでの経緯

### 1 国内の動向

#### (1) 注目されたNPOの存在

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,400名を超える未曾有の被害をもたらしましたが、地震直後の被災地において、公平の原則に縛られて動きがとりにくかった行政に代わって被災者支援に大活躍したのがボランティアやNPOでした。

それまでの市民生活サービスは、主に行政や企業によって支えられていました

※CSR活動・・・Corporate Social Responsibilityの頭文字をとった表現で、一般的に「企業の社会責任」と言われる。

が、営利を目的とせず柔軟な活動が展開できるNPOの存在が、豊かな社会を形成するうえで不可欠であるとの認識が、この阪神・淡路大震災における活動をきっかけに高まりました。

#### (2) 特定非営利活動促進法の成立と社会貢献活動の広がり

国においては、市民活動団体などが容易に法人格を取得できるようにするための法制度についての検討が重ねられ、議員提案としての「特定非営利活動促進法」が平成10年3月に成立、同年12月に施行されました。

この法律は、法に定める要件を満たしていれば、行政側は法人格を与えるための「認証」をしなければならないというように、「行政の裁量」の部分をしてできるだけ排除し、法人格を取得しやすくしたという特徴があります。法施行後20年を経た現在、全国には5万1千を超える(平成30年3月現在)特定非営利活動法人(NPO法人)が、活動しています。

#### (3) NPOの活動基盤の強化と制度改正

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、NPOの持つ専門性・ネットワークを活かした取組や、支援を通じて生まれたNPO同士の連携により、様々な形態で支援活動が展開され、NPOへの期待がさらに高まりました。

平成22～24年度には、内閣府において「新しい公共(※)支援事業」が実施され、交付金の活用により、NPOの活動基盤の強化に向けた取組が、全国的に進みました。

また、平成24年4月には、制度の使いやすさと信頼性の向上、認定制度の普及を目的に特定非営利活動促進法の改正が施行されました。

#### (4) 現状に対応した制度改正

特定非営利活動促進法は、事務の簡素化などを目的に、平成28年6月に改正され、認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮(平成29年4月1日施行)、事業報告書等の備置期間の延長(平成29年4月1日施行)、貸借対照表の公告及びその方法(平成30年10月1日施行)、内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大(平成28年6月7日施行)などの改正が行われた。

また、認定・特例認定NPO法人に対しては、海外への送金又は金銭の持ち出しに関する書類の事前提出義務に係る規定の見直し、役員報酬規定等の備置期間の延長、仮認定NPO法人から特例認定NPO法人への名称変更などの改正(全て平成29年4月1日施行)が行われました。

.....  
※新しい公共・・・「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組、体制、活動など。

## 2 県の取組

### (1) 条例の制定及び計画の策定

- ・平成11年3月「特定非営利活動促進法」の施行にあわせ、高知県社会貢献活動推進支援条例を制定
- ・平成11年3月高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
(計画期間：平成11～20年度)
- ・平成21年3月第2次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
(計画期間：平成21～25年度)
- ・平成26年3月第3次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
(計画期間：平成26～30年度)

### (2) 支援策

条例施行後の5年間は、NPOセンターの整備や公益信託こうちNPO地域社会づくりファンドの創設など、社会貢献活動の量を増やすことに重点を置いた支援を行い、その後は、それまでの支援に加えて、NPOと行政との協働推進事業の実施など社会貢献活動の質的向上に力点を置いた支援を行ってきました。

さらに、第2次高知県社会貢献活動支援推進計画の期間中には、それまでの取組に加え、国の新しい公共支援事業による交付金を活用して、個々のNPOのニーズに応じた支援や寄附文化の醸成につながるような取組などの支援を行いました。

そして、第3次高知県社会貢献活動支援推進計画の期間中には、新たな基本方針として、社会貢献活動団体による地域づくりへの参画、災害時における社会貢献活動団体の機能発揮を掲げ、新たな地域課題に対応した取組を支援しました。

年 度	項 目
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行</li><li>・「高知県社会貢献活動推進支援条例」制定(平成11年4月施行)</li><li>・「高知県社会貢献活動支援推進計画」策定(平成11年度～平成20年度)</li></ul>
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」設立許可</li><li>・高知県NPOセンター設立 (平成13年4月から高知県ボランティア・NPOセンター)</li></ul> <p><b>【高知県ボランティア・NPOセンター】</b> 設置、運営主体は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会で、この計画では「高知県社会貢献活動拠点センター」として位置づけている。</p>
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・NPO(県外)への県職員の派遣研修(1年間)の開始(～平成18年度)</li><li>・「高知県社会貢献活動支援推進会議」設置</li></ul>

平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」施行</li> <li>・「高知県社会貢献活動支援推進計画(後期計画)」策定</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOと行政との協働推進事業開始(～平成20年度)</li> <li>・NPOと行政との協働推進ワーキングチームの設置</li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の手引書発行</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県ボランティア・NPOセンターに駐在職員を配置(～平成20年度)</li> <li>・NPOとのパートナーシップづくり事業開始</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO(県内)への県職員の短期派遣研修(3日間)の開始</li> <li>・高知県社会貢献活動支援推進計画の評価の実施</li> <li>・庁内に協働サポーター(※)を設置</li> </ul>
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次高知県社会貢献活動支援推進計画」策定 (平成21年度～平成25年度)</li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい公共支援基金造成</li> </ul>
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい公共支援基金事業実施(～平成24年度)</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ NPO活動ステップアップ支援事業</li> <li>○ NPO活動強化支援事業(H24のみ)</li> <li>○ NPO寄附募集支援事業</li> <li>○ NPOと市町村との協働モデル事業</li> </ul> </div>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次高知県社会貢献活動支援推進計画」策定 (平成26年度～平成30年度)</li> </ul>

.....  
 ※協働サポーター・・・全庁的にNPOと行政との協働を推進するため、各部局の企画担当課に設置し、社会貢献活動に関する各部局の窓口とし、必要に応じて部局内の担当課と調整を行う。また、県民生活・男女共同参画課及び部局内の担当課室と課題や情報の共有を図る。

## 第2章 社会貢献活動団体等の現状及び課題

### 第1 社会貢献活動団体の現状

#### 1 団体数及び活動分野

県内のNPO法人数は、毎年増加を続け、平成29年度末には332団体となり、うち認定NPO法人は9団体誕生し、社会貢献活動の広がりが見られました。

#### ●NPO法人数の推移（平成30年3月31日時点）

	法人数	増減		法人数	増減
11年度	14	—	21年度	252	18
12年度	22	8	22年度	254	2
13年度	38	16	23年度	280	26
14年度	66	28	24年度	302	22
15年度	107	41	25年度	313	11
16年度	133	26	26年度	318	5
17年度	170	37	27年度	323	5
18年度	194	24	28年度	325	2
19年度	214	20	29年度	332	7
20年度	234	20			

NPO法人の活動分野を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を主な活動分野とする法人が最も多く、続いて「まちづくりの推進を図る活動」となっています。また、平成24年度末からは若干少なくなったものの「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「環境の保全を図る活動」を行う法人も多くあります。そして、平成24年度末にはなかった「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」を行う法人が新たに現れています。

また、これらの分野以外を主な活動分野とするNPO法人も存在し、様々な分野でNPO活動が行われています。

<NPOやボランティアに関する総合情報サイト（ピッピネット）のURL>

<http://www.pippikochi.or.jp/>



## 法人の主な活動分野

(単位:法人数)

活動分野	分野ごとの数		
	H24年度末	H29年度末	増減
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	111	125	14
社会教育の推進を図る活動	19	20	1
まちづくりの推進を図る活動	50	61	11
観光の振興を図る活動	0	0	0
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	0	5	5
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	39	38	▲ 1
環境の保全を図る活動	29	27	▲ 2
災害救助活動	1	3	2
地域安全活動	3	4	1
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	7	7	0
国際協力の活動	3	2	▲ 1
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	1	0	▲ 1
子どもの健全育成を図る活動	12	13	1
情報化社会の発展を図る活動	6	4	▲ 2
科学技術の振興を図る活動	0	0	0
経済活動の活性化を図る活動	8	8	0
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	11	13	2
消費者の保護を図る活動	0	0	0
連絡、助言又は援助の活動	2	2	0
合計	302	332	30

## 2 NPO法人の財政状況

NPO法人の財政規模を平成23年度と平成28年度の決算の支出額で比較すると、100万円未満の法人は9.6%減少した一方で、1,000万円を超える法人は4.8%増加しており、NPO法人の財政規模が拡大しています。

### ●NPO法人の財政規模(支出額)

金額	H23年度	H28年度
10万円未満	33.5%	24.1%
10万～50万円未満	7.7%	9.3%
50万～100万円未満	6.3%	4.5%
100万～300万円未満	8.5%	10.7%
300万～500万円未満	5.5%	7.9%
500万～1000万円未満	8.1%	8.2%
1000万～5000万円未満	27.2%	27.1%
5000万円以上	3.3%	8.2%

財政規模が100万円未満の法人は、主な活動分野が「保健医療福祉の増進」では5.8%減少し、「まちづくりの推進」では3.9%増加しています。

一方で、財政規模が1,000万円以上の法人は、主な活動分野が「保健医療福祉の増進」では3.3%、「社会教育の推進」では2.7%、「子どもの健全育成」では2.4%と増加し、「環境の保全」では3.8%。「学術・スポーツ等の振興」では2.3%減少しています。

#### ●財政規模100万円未満の法人の主な活動分野の割合

主な活動分野	H23年度	H28年度	増減
保健医療福祉の増進	29.5%	23.6%	▲5.8%
社会教育の推進	5.4%	7.3%	1.8%
まちづくりの推進	17.1%	20.9%	3.9%
農山漁村中山間地域の振興	—	0.9%	0.9%
学術・スポーツ等の振興	13.2%	12.7%	▲0.5%
環境の保全	11.6%	12.7%	1.1%
災害救援活動	—	1.8%	1.8%
地域安全活動	1.6%	1.8%	0.3%
人権・平和推進	3.1%	1.8%	▲1.3%
国際協力の活動	1.6%	0.9%	▲0.6%
子どもの健全育成	3.9%	2.7%	▲1.1%
情報化社会の発展	3.1%	2.7%	▲0.4%
経済活動の活性化	4.7%	4.5%	▲0.1%
職業能力の開発等	4.7%	4.5%	▲0.1%
連絡、助言等	0.8%	0.9%	0.1%

#### ●財政規模1,000万円以上の法人の主な活動分野の割合

主な活動分野	H23年度	H28年度	増減
保健医療福祉の増進	53.0%	56.3%	3.3%
社会教育の推進	1.2%	3.9%	2.7%
まちづくりの推進	13.3%	11.7%	▲1.6%
農山漁村中山間地域の振興	—	—	—
学術・スポーツ等の振興	12.0%	9.7%	▲2.3%
環境の保全	9.6%	5.8%	▲3.8%
災害救援活動	—	—	—
地域安全活動	—	—	—
人権・平和推進	1.2%	1.9%	0.7%
国際協力の活動	—	—	—
子どもの健全育成	2.4%	4.9%	2.4%
情報化社会の発展	—	—	—
経済活動の活性化	1.2%	1.0%	▲0.2%
職業能力の開発等	4.8%	3.9%	▲0.9%
連絡、助言等	1.2%	1.0%	▲0.2%

### 3 新たな活動の動き

地域の課題やニーズが多様化する中で、それぞれに対応した特色ある活動を行う N P O 法人をはじめとする社会貢献活動団体が、県内各地で活躍するようになりました。

#### (1) 集落活動センターにおける取組

県では、地域住民が主役となって、地域が抱える課題を解決したり、住民の皆様のお考えや、ニーズを実現するため、地域で支え合い、助け合う仕組みづくりとして集落活動センターの取組を推進しています。このセンターの運営主体となり、子育てや環境、高齢者の見守りなどに取り組む N P O 法人が増えています。

< 集落活動センターの取組が分かる県ホームページの URL >

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070101/2016031700183.html>

#### (2) 子ども食堂における取組

県では、子ども食堂支援基金を設立して、食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場としての機能が期待される子ども食堂の取組を支援しており、様々な団体が運営主体となって県内各所に広がっています。N P O 法人が運営主体となっている取組の中では、子どもから高齢者までの幅広い年齢層のための居場所づくりを目指す活動も広がりつつあります。

< 子ども食堂の取組が分かる県ホームページの URL >

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/kochikekodomosyokudou.html>

#### (3) 移住者による取組

県外からの移住者が N P O 法人を設立し、移住者の視点を活かして見つけた地域の魅力を発信し、地域外から人を呼び込んだり、地域と企業をつなぎ、地域の活性化に向けた取組などを行うことで、新たな活動で地域課題の解決を目指す動きが生まれています。

## 第 2 第 3 次高知県社会貢献活動支援推進計画の成果

これまで第 3 次高知県社会貢献活動支援推進計画に基づいた取組を行うことで、次のような成果につながっています。

### 1 N P O 活動基盤の整備

N P O の活動基盤の整備については、N P O センターへの補助金助成により、

NPOに対する会計基準研修の実施や助成金の情報発信等を行ったことで、約8割のNPO法人が会計基準を導入し、約2割が助成金収入を得る等、活動基盤の整備が図られています。

(NPOセンターのとりまとめ結果)

- ・会計基準を導入した…80.5%
- ・助成金収入を得た…25.6%

## **2 NPO団体相互の交流連携**

NPO団体相互の交流や連携については、ホームページ、ピッピネット、ツイッター等による随時の情報提供や、こうちNPOフォーラムの開催などによって連携の推進が図られています。

(NPO対象のアンケート結果)

- ・地域課題解決等に関してNPO同士が連携した団体…43.4%

## **3 NPO活動の県民への普及啓発**

NPO活動の県民への普及啓発については、ボランティアガイダンスや高知大学での講座等を実施し、県民のNPO活動に対する理解促進につながっています。

(NPO対象のアンケート結果)

- ・貴団体の活動内容等は、地域の人々に理解されているか…59.6%

## **4 大学教育機関との連携**

大学教育機関との連携については、地(知)の拠点整備事業の実施や、産業振興推進地域本部(安芸・高知市・嶺北・幡多)にUBC(高知大学教員)4名の常駐が実現したほか、県立大学による集落活動センターの立ち上げ支援等、地域と大学との連携体制が整備されています。

## **5 災害時における社会貢献活動団体の機能発揮**

災害時における社会貢献活動団体の機能発揮については、災害ボランティアセンターのネットワーク会議の開催やコーディネーターの養成等により、取組を進めています。

(NPO対象のアンケート結果)

- ・災害時に他の団体と連携できる環境にある…72.1%

## **第3 社会貢献活動団体の課題**

これまで、第3次計画に掲げられた具体的な取組の結果や、県・市町村、事業者、社会貢献活動団体を対象に実施したアンケート調査の結果をもとに、社会貢献団体の課題を次のように整理しました。

## 1 NPO活動基盤の充実

NPO活動が充実するためには、NPOセンターの機能を充実するとともに、NPOセンターと大学等の関係機関との連携を強化する必要があります。

### (1) 人材育成・確保

人材の育成と確保については、NPO関係の講座を実施し、県民への広報活動等も行っていますが、NPO法人を対象としたアンケートでは、「活動の中心メンバー」が72.3%、「事業に参加してくれる人」が69.7%、「事務局人材」が69.5%と、NPO法人の約7割（表1）が人材が不足していると回答しています。今後は、大学や高校等の教育機関との連携を強化して、人材の育成と確保につながる取組を行う必要があります。

### (2) 財政基盤の強化

#### ① 助成金について

助成金収入を得るNPO法人は増加していますが、認定NPO法人数が伸び悩んでいることや、NPO法人を対象としたアンケートでは、「活動資金の量が不十分」との回答が76.9%（表1）であったことから、財政基盤の強化が課題となっています。

#### ② 寄附金について

寄附の促進については、寄附の募集に関する情報発信や、ファンディングに関する研修会を開催しています。平成28年度のNPO法人の事業報告書では、NPO法人の44.7%に寄附収入が計上されており、寄附活動のが進んでいると考えられます。

一方で、NPO法人を対象としたアンケートでは、「活動資金が不十分」と76.9%（表2）が回答しており、更なる活動資金の確保が課題です。

## 2 事業者との連携

事業者との連携については、企業・NPOパートナーシップ委員会で作成したNPO活動事例パンフレットを企業に配布するなど、NPOの取組の広報を行いました。NPO法人を対象としたアンケートでは、地域課題の解決のために他の団体と協働したNPO法人のうち、「民間企業と協働した」法人は14.6%（表3）と低かったことから、今後も、事業者との連携を強化する必要があります。

## 3 地域コミュニティとの連携

地域コミュニティとの連携については、地縁団体が、NPOや集落、企業等と協働して集落の維持や活性化に取り組んできました。しかし、地域のコミュニテ

ィ機能や活力の低下が進む中で、NPO法人が、地域のコミュニティとの協働を更に深めて地域の活性化につなげる取組が必要です。

(表1) NPO法人の人材等確保の現状

人材等の種類	十分	不十分
活動の中心メンバー	27.7%	72.3%
事業に参加してくれる人	30.3%	69.7%
事務局人材	30.5%	69.5%

(出典)H29年度NPOおよび市民活動に関するアンケート

(表2) NPO法人の現在の活動資金の量

十分	不十分
23.1%	76.9%

(出典)H29年度NPOおよび市民活動に関するアンケート

(表3) NPO法人が連携した団体

団体	割合
NPO法人	24.1%
民間企業	14.6%
ボランティア団体等	28.5%
地縁団体(町内会、自治会等)	22.6%
その他	10.2%

(出典)H29年度NPOおよび市民活動に関するアンケート

## 第3章 計画の目標

### 第1 目指すべき姿

県民が、世代を問わず社会貢献活動に参加しやすい気風をつくることで、「県民の社会生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくり」を目指します。

### 第2 計画の目標

この計画の目標は、条例第1条の目的や、第3次計画の課題を踏まえ、次のとおりとします。

#### <取組目標>

- ・「気軽に社会貢献活動」の気風づくり
- ・教育機関などと連携した若年層が参加しやすい仕組みづくり

#### <取組の成果目標>

- ・NPO法人の増加 370法人（平成29年度末：332法人）
- ・会員数が増加したNPO法人 20%
- ・ナツボラ（※）の参加高校 15校、参加者延べ 1,200人  
（平成29年度：参加高校 9校 参加者 延べ 920人）
- ・NPOセンターの登録団体の増加 600団体  
（平成29年度末：491団体）

県民が、社会貢献活動を身近に感じて、気軽に社会貢献活動に参加する気風づくりを進めます。

また、NPOセンターと教育機関などが連携して、若者が社会貢献活動に参加しやすい仕組みをつくりまします。

計画の成果目標については、NPO法人の増加、NPO法人の会員の増加、ナツボラの参加高校及び参加者の増加、NPOセンターの登録団体の増加を指標として評価します。

### 第3 各主体の役割

社会貢献活動を推進し、先に掲げる目標を達成するためには、県、NPOセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップを構築していくことが必要です。

※ナツボラ…ボランティアの発掘や活動の裾野を広げるため、若者や学生を対象にした夏期のボランティア体験キャンペーン

この計画において、県の役割と県以外の主体（※）に期待する役割については次のとおりとします。

## **1 県の役割**

「県は、条例の基本理念に基づき、総合的な支援策を策定し、実施する」（条例第4条）こととされています。

このため、これまでの計画に基づき、社会貢献活動の量、質の充実を図るために実施してきた活動基盤、財政基盤及び人材育成等に関する支援を引き続き実施し、社会貢献活動団体が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、県、市町村、事業者、社会貢献活動団体相互の連携・協働を主導するなど、支援策を実施します。

## **2 NPOセンターの役割**

「県は、社会貢献活動を支援する拠点の整備、情報の提供等社会貢献活動の基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする」（条例第10条）とされています。

これに基づき、県は、NPOセンターを社会貢献活動拠点センターと位置付けています。

このため、NPOセンターは、社会貢献活動を支援する拠点として、NPOの活動基盤の強化をはじめ、NPOのネットワークの構築、行政・企業との連携等を促進する、県内のNPO活動を支援し、推進する役割が求められています。

## **3 市町村の役割**

「市町村は、基本理念に基づき、各市町村の実情に応じた社会貢献活動に対する支援策を実施するよう努めなければならない」（条例第5条）とされています。

住民にとって最も身近な行政機関として、地域における課題を解決するためには、協働の重要性を認識し、地域の社会貢献活動団体との、さらなる連携が必要です。

このため、地縁団体やNPOとの関係づくりを積極的に行うとともに、地域のニーズに応じた連携や協働を進めることが求められます。

## **4 事業者の役割**

「事業者は、基本理念に基づき、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるよう努めるとともに、県、市町村が実施する支援策に協力するよう努めなければならない」（条例第6条）とされています。

このため、社会的責任の一環として社会貢献活動に参加し、社会貢献活動に対する理解を深めるとともに、県や市町村への協力を通じて、連携や協働に努めることが求められます。

.....  
※主体・・・高知県ボランティア・NPOセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体



## 5 県民の役割

「県民は、基本理念に基づき、社会貢献活動に自ら努めるとともに県、市町村が実施する支援策に協力するよう努めなければならない」(条例第7条)とされています。

このため、自ら社会貢献活動へ自主的・積極的に参加し、社会貢献活動に対する理解を深めるとともに、県や市町村の取組に対し、それぞれの能力に応じた連携や協働に努めることが求められます。

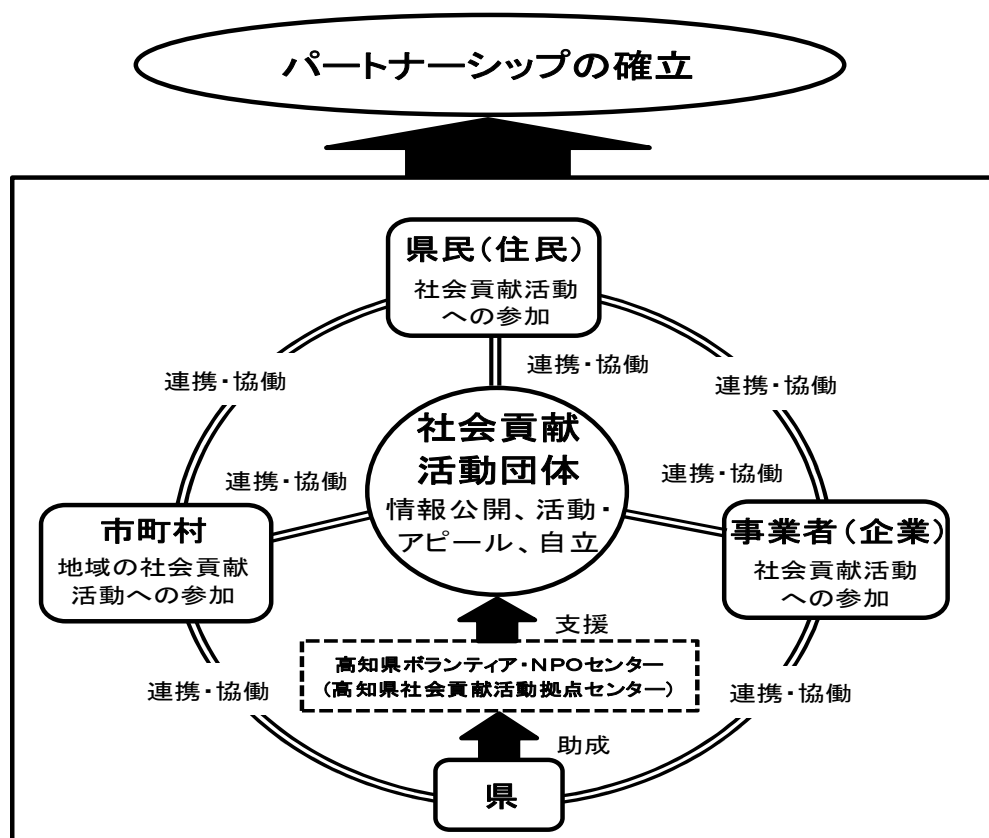
## 6 社会貢献活動団体の役割

「県、市町村、事業者又は県民から支援を受けた社会貢献活動団体は、当該支援を最大限に生かし、誠実かつ着実に社会貢献活動を推進する」(条例第8条)ものとされています。

このため、行政とともに公共的サービスの提供主体であることを認識し、積極的な情報公開と活動のアピールに努め、活動の資源を自力で調達するなど、自立した主体として行動することが求められます。

## 各主体の相互のパートナーシップの確立

県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップの確立を目指します。



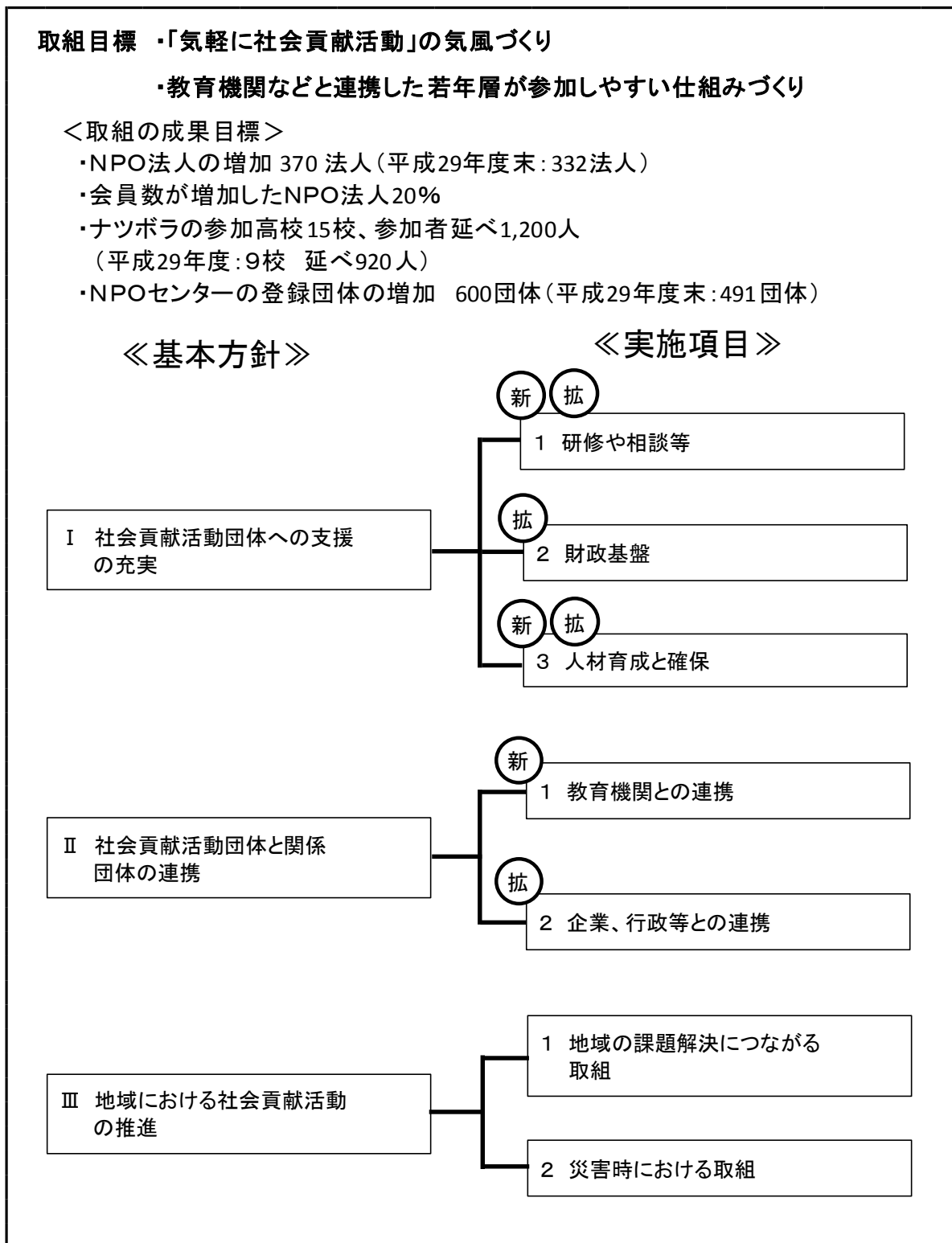
## 第4章 社会貢献活動に対する支援策

### 第1 基本方針と実施項目

第3章に掲げる「計画の目標」を達成するために県が実施する支援策について、基本方針と実施項目は次のとおりとします。

支援策については、NPOセンターが実施し、県はそれを支援します。

#### <高知県社会貢献活動支援推進計画 施策体系図>



## 第2 活動の推進に向けた具体的な取組

社会貢献活動を推進するために、様々な主体と協力しながら、課題に対応した施策を進めます。

### 基本方針Ⅰ 社会貢献活動団体への支援の充実

地域地域の社会貢献活動のすそ野を広げていくためには、社会貢献活動団体が増えるとともに、その活動が活発になっていく必要があります。

このため、引き続き、NPOセンターを通じて、社会貢献活動団体を育成する支援体制を充実します。

#### 1 研修や相談等

社会貢献活動団体は、規模にかかわらず、活動資金の確保や人材の確保・育成に課題があります。

NPOセンターにおいては、様々な取組を行い、NPOへの支援を行ってききましたが、引き続き、現在の課題に対応した取組を充実することで、社会貢献活動団体の活動基盤を強化します。

また、社会貢献活動団体と地域等とのコーディネートや、広報の充実にも取り組めます。

##### 新 ① 研修や相談窓口の充実

新 ① 研修や相談窓口の充実  
NPOセンターは、条例において、社会貢献活動を推進するための拠点センターとして位置づけられ、NPOに関する研修や、専門家派遣、相談対応などに取り組んできました。

この計画においては、これまで行ってきたNPO法人の立ち上げ支援、スキルアップや、事業の拡大に必要な研修を、いくつかの段階に系統立てるとともに、それぞれのNPO法人が、必要な時に研修が受けられるよう、インターネットを活用した動画による講座を実施するなど見直すとともに、専門家の派遣を拡充するなど相談支援を充実させます。

##### 新 ② 社会貢献活動団体と地域などをコーディネートする仕組みづくり

新 ② 社会貢献活動団体と地域などをコーディネートする仕組みづくり  
社会貢献活動団体の活動内容は多岐にわたり、様々な分野の課題を解決する活動が期待できます。

このため、社会貢献活動団体が、それぞれの強みを活かして、地域などと協働できるよう、NPOセンターがコーディネート役を果たす仕組みをつくりまします。こうした取組により、社会貢献活動団体の取組を充実するとともに、地域の課題の解決につなげます。

### ③ NPO活動の理解につながる広報の充実

NPOセンターは、NPO法人の活動を県民に積極的に発信し、県民のNPO法人への理解を深めることで、NPO法人が行う活動への参加者や寄附金の増加につなげます。

## 2 財政基盤

社会貢献活動団体が、活動内容を充実させ、持続的なものにしていくためには、財政基盤の充実が必要です。

このため、それぞれの団体が、活動資金を安定的に確保できるように、各種助成金等の情報提供を行うとともに、認定NPO法人への移行やNPO法人への寄附活動を促進することで、社会貢献活動の活性化につなげます。

### ① NPO法人の会計基準の普及

NPOセンターは、NPO法人の会計報告の質を高め、活動実態がよりわかりやすいものとなるよう、NPO法人会計基準の普及を推進します。

#### NPO法人会計基準

全国のNPO法人が統一したルールで会計報告を作成し、活動をわかりやすく伝え、信頼と支援を得られるように、NPO法人会計基準が策定されています。

### ② 社会貢献活動団体に対する補助、助成等の情報提供

NPOセンターは、社会貢献活動団体が、活動資金を確保できるように、国や県の補助金、民間等の助成金の情報を整理し、ホームページ等により情報提供します。

### ③ 認定NPO法人への移行促進

NPOセンターは、認定NPO法人のメリット（税制優遇等）等を広く周知し、寄附の増加を目指す認定NPO法人への移行を支援します。

### ④ 財政基盤の充実に向けた取組の強化

NPOセンターは、団体の財政基盤の強化につながるような研修や、専門家の派遣を充実します。

### ⑤ NPO法人への寄附活動の促進

NPOセンターは、企業や県民の方々が感心を持つ団体を応援できるように、社会貢献活動団体の活動を周知します。

## 3 人材育成と確保

社会貢献活動を活性化させるためには、実際に活動に携わる人を確保することが重要ですが、多くの団体では、活動の中心メンバー、事業に参加してくれる人、

事務を担当してくれる人など、あらゆる人材が不足しており、課題となっています。

このため、NPOセンターが行ってきたこれまでの取組に加えて、ボランティア希望者とボランティアを募集するNPOとをつなぐ場づくりや、NPOに必要な人材を養成する講座等の開催などに取り組みます。

#### <人材確保>

##### ① NPO法人を知ってもらう取組

NPOセンターは、これまで開催してきた講座に加えて、多くの人が集まる場所でNPO法人の社会貢献活動を周知する取組や、市町村と連携した情報提供を行うことなどにより、県民がNPO活動に参加しやすいきっかけをつくります。

##### ② 経済団体等と連携した人材の確保

NPOセンターでは、これまで、企業・NPOパートナーシップ委員会や企業市民セミナーなどを通じて、企業等にNPO活動の情報を提供してきました。

こうした取組に加えて、経済団体等と連携して、より多くの企業や社員の方に社会貢献活動の取組等を周知することで、社会貢献活動に参加しやすい環境をつくります。

##### ③ 教育機関と連携した次世代の担い手育成

NPOセンターは、これまで教育機関向けに、高校生や大学生を対象としたナツボラを実施し、若年層への社会貢献活動の普及に努めてきました。

今後も、教育機関（高校や大学など）を通じて、ナツボラを周知することにより、若年層が社会貢献活動に気軽に参加できる気風づくりを行います。

#### <人材育成>

##### ④ 研修の改善

NPOセンターでは、これまで実施してきた研修を引き続き行うとともに、これまで参加できなかった方々や、新しくNPOの会員になった方々が、必要な時に基礎的な学習機会を得られるように、インターネットを活用した動画による講座の配信を行うなど、研修場所や時間に関係なくスキルアップできる仕組みをつくります。

## 基本方針Ⅱ 社会貢献活動団体と関係団体の連携

社会貢献活動を活性化するためには、県民が、世代を問わず、気軽に社会貢献活動に参加しやすい気風をつくる必要があります。

若年層に対しては、教育機関と連携して、社会貢献活動に参加しやすい環境をつくり、社会貢献活動に親しみながら、地域への愛着を深める機会を提供する必要があります。

また、社会人になっても、社会貢献活動に気軽に参加できるよう企業等と連携した社会貢献活動に参加しやすい環境づくりも必要です。

こうしたことから、市町村、事業者（企業）、大学等の教育機関などの関係団体が連携して、県民誰もが気軽に参加しやすい気風づくりに取り組みます。

### 1 教育機関との連携

これまでの大学等の地域活動の取組により、学生が地域に出向き、様々な課題を解決する活動を行うことで、若年層が地域のニーズを知る機会が増えています。

また、県が、大学生に行った社会貢献活動に関するアンケートでは、大学生が社会貢献活動に参加したきっかけは、「身近な人から誘われたから」や「学校（大学）の授業などの一環」の回答が多く、大学教員などの日頃から接している身近な人や、友人から社会貢献活動に関する情報を受けることで、社会貢献活動への参加につながると考えられます。

このため、教育機関を通じた情報発信の充実を図るなど、若年層が社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを行います。

#### 新 ① 大学とNPOセンターの情報共有

NPOセンターと大学との情報共有を定期的に行い、社会貢献活動団体や、各地域の課題に関する情報を共有することで、社会貢献活動団体と他の関係団体（事業者、市町村等）とのマッチングを進めます。

#### ② 教育機関と連携した次世代の担い手育成（再掲）

NPOセンターは、これまで高校生や大学生を対象としたナツボラを実施し、社会貢献活動の普及に努めてきました。

今後も、教育機関（高校や大学など）を通じて、ナツボラを周知することにより、社会貢献活動に気軽に参加できる気風をつくります。

### 2 企業、行政等との連携

事業者（企業）はこれまで、社会貢献活動団体への助成や、事業者（企業）による社会貢献活動（CSR活動等）を実施してきました。

一方で、NPO法人が十分な活動を行うための人材は不足しており、社会人の社会貢献活動への更なる参加が期待されています。

こうしたことから、NPOセンターが、事業者（企業）とNPO法人のコーディネート役を果たせるように取り組みます。

また、今後も引き続き、市町村とNPO法人との意見交換会や、地域支援企画員を通じた市町村とNPO法人の協働を進めるとともに、県職員をNPO法人に短期に派遣するなど、行政がNPO活動に理解を深めるよう取り組みます。

#### ① 企業と社会貢献活動団体との連携を推進

NPOセンターは、企業のニーズに応じた社会貢献活動団体の情報や連携事例を紹介するなど、広報を充実します。

#### ② 市町村と社会貢献活動団体との協働を推進

県は、他地域の協働事例の紹介や、意見交換会の開催、地域の様々な主体が協議する場を設けるなど、市町村と連携を図ります。

また、市町村の住民が、地域のNPO法人等の活動に参加しやすくなるよう、市町村による情報提供の充実に取り組みます。

#### ③ 地域支援企画員を中心とした連携

それぞれの地域で活動している地域支援企画員が中心となり、市町村やNPO法人、地域企業との連携を進めます。

#### ④ 県職員のための研修等の実施

県職員のNPO法人に対する理解を深めるため、県内のNPO法人への職員の短期派遣研修や団体の活動情報の提供、協働事例の紹介等を実施します。

## 基本方針Ⅲ 地域における社会貢献活動の推進

少子高齢化・人口減少に伴い、地域のコミュニティ機能や活力の低下が進む中、地域コミュニティを活性化し、地域の活力を維持していく必要があります。

こうした地域課題に対応していくため、多様性や先駆性を持った社会貢献活動団体が地域づくりに参画できるよう、支援を行います。

また、本県は、南海トラフ地震をはじめ、急峻な地形や降水量が多いことなどに起因する災害が発生しやすい自然条件下にあることから、災害への対応は重要な課題となっています。そうした中、大きな災害の際に、NPOが活躍した例が頻繁に見られるようになっており、災害時にNPOが果たす役割はますます大きくなっています。

このため、NPOセンターが中心となって、災害時に機能を発揮できるNPOの育成と、平常時から県、市町村、NPOセンター（高知県社会福祉協議会）、市町村の社会福祉協議会、事業者（企業）、NPOが相互に連携し、災害支援に取り組むネットワークの構築を進めます。

また、災害発生時には、NPOが行政や災害ボランティアセンターと連携できるようNPOセンターが支援します。

### 1 地域の課題解決につながる取組

東日本大震災などの大きな災害時など、様々な場面で地域コミュニティの重要性が認識されました。

こうしたことから、地縁団体と社会貢献活動団体などが連携し、つながりが希薄化した地域コミュニティの再生や、活性化に取り組む活動を支援します。

また、県民、社会貢献活動団体、事業者（企業）、市町村など様々な主体が、地域資源を活かしたコミュニティビジネスによって地域課題を解決するとともに、NPOの自立性の向上と継続性につながるよう支援します。

#### ① 地縁団体とNPOとの相互理解の推進

NPOセンターは、地域の活性化に取り組む地縁団体と、福祉やまちづくり、環境など専門的ノウハウを持ったNPOとの相互理解と交流が進むよう、大学等と連携し、情報提供を行います。

#### ② 新たな地域コミュニティの拠点づくり

県は、集落活動センターや子ども食堂を中心とした、地縁団体、NPO、市町村などの相互連携の取組を支援します。

また、集落活動センターや子ども食堂の立ち上げや運営を支援します。



### ③ NPOのコミュニティビジネスへの参入支援

県は、中山間地域において、コミュニティビジネスによる利益が地域に還元され、地域の経済活性化とコミュニティの再生につながるよう支援します。

### ④ NPOのコミュニティビジネスの活動支援

県は、継続的なコミュニティビジネスを支援し、生活基盤の確保や地域における就業機会・雇用の創出を図ります。

## 2 災害時における取組

災害時のボランティア活動の体制強化を図るため、災害時に機能を発揮できるNPOの育成を推進します。

また、災害の規模が大きくなるほど多数のボランティアの確保が必要になり、ボランティア募集から被災地支援まで、多岐にわたる、迅速で広域的な活動が必要になります。

そのため、平常時から関係機関によるネットワークの構築に取り組みます。

### ① 災害ボランティアと連携できるNPOの育成

県とNPOセンターは、NPOの専門性（高齢者の介護支援、カウンセリング、まちづくり計画等）を活かした取組に加えて、災害ボランティアセンターと連携し、地域外から支援に来るボランティア等の力をうまく引き出し、被災地の復興を支援する等、災害時に機能を発揮できるNPOを育成します。

### ② 行政・NPO・事業者（企業）など関係機関によるネットワークづくり

NPOセンターは、災害時において、スムーズな災害支援協力体制が行われるように、平常時から地域の防災組織等との交流を図り、お互いの役割を確認するなど、ネットワークの構築を図ります。

### ③ 災害時における活動拠点の確保

NPOセンターは、支援活動がスムーズに行われるよう、市町村における災害ボランティアとの連携や、県内外のNPOの受け入れ体制の整備を支援します。

【具体的な取組と目標等】

基本方針	実施項目	取組内容	成果目標 (H35)	実施団体 (担当課)
I 社会貢献活動団体への支援の充実	1 研修や相談等	拡充① 研修や相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N P O 法人の増加 [H35 : 370 法人] (H29 : 332 法人)</li> </ul>	高知県ボランティア・N P Oセンター
		新規② 社会貢献活動団体と地域などをコーディネートする仕組みづくり		
		③ N P O 活動の理解につながる広報の充実		
	2 財政基盤	① N P O 法人の会計基準の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N P O 法人の財政規模の拡大</li> <li>〔外部資金を得る N P O 法人が 20% 増加〕</li> </ul>	高知県ボランティア・N P Oセンター
		② 社会貢献活動団体に対する補助、助成等の情報提供		
		③ 認定 N P O 法人への移行促進		
		④ 財政基盤の充実に向けた取組の強化		
		拡充⑤ N P O 法人への寄附活動の促進		
	3 人材育成と確保	拡充① N P O 法人を知ってもらう取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員数が増加した N P O 法人 20%</li> </ul>	高知県ボランティア・N P Oセンター 県（高等学校課） 大学
		拡充② 経済団体等と連携した人材の確保		
		③ 教育機関と連携した次世代の担い手育成		
		拡充④ 研修の改善		
II 社会貢献活動団体と関係団体の連携	1 教育機関と連携	新規① 大学と N P O センターの情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナツボラの参加校 15 校、参加者延べ 1,200 人 (H29 : 9 校、延べ 920 人)</li> <li>・ 社会貢献活動団体と地域活動のマッチング [年 5 件]</li> </ul>	高知県ボランティア・N P Oセンター 県（計画推進課、産学官民連携センター、私学・大学支援課、高等学校課） 大学
		② 教育機関と連携した次世代の担い手育成（再掲）		
	2 企業、行政等と連携	拡充① 企業と社会貢献活動団体との連携を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会貢献活動団体と連携している又は社会貢献活動を行っている企業が 20% 増加</li> <li>・ 市町村の 70% が社会貢献活動団体と協働している (H28 : 63.3%)</li> </ul>	高知県ボランティア・N P Oセンター 県（県民生活・男女共同参画課）
		② 市町村と社会貢献活動団体との協働を推進		
		③ 地域支援企画員を中心とした連携		
		④ 県職員のための研修等の実施		

基本方針	実施項目	具体的な取組	成果目標 (H35)	実施団体 (担当課)
III 地域における社会貢献活動の推進	1 地域の課題解決につながる取組	① 地縁団体とNPOとの相互理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落活動センターの増加 [H31: 80箇所] (H29: 44箇所)</li> <li>・ 子ども食堂の増加 [H31: 120箇所] (H29: 52箇所)</li> </ul>	高知県ボランティア・NPOセンター 大学
		② 様々な主体が連携して関わる新たな地域コミュニケーションの拠点づくり		県(中山間地域対策課、児童家庭課)
		③ NPOのコミュニティビジネスへの参入支援		県(中山間地域対策課、産学官民連携センター)
		④ NPOのコミュニティビジネスへの活動支援		
	2 災害時における取組	① 災害ボランティアと連携できるNPOの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に取り組んでいるNPO法人の割合 [H35: 80%] (H29: 72.1%)</li> </ul>	県(地域福祉政課、県民生活・男女共同参画課) 高知県ボランティア・NPOセンター
		② 行政・NPO・事業者(企業)など関係機関によるネットワークづくり		高知県ボランティア・NPOセンター
③ 災害時における活動拠点の確保				

## 第5章 進捗管理

### 第1 社会貢献活動支援推進会議の設置

社会貢献活動に対する支援については、NPO関係者、事業者（企業）、県民、学識経験者、行政（市町村）で構成する社会貢献活動支援推進会議により、支援策の調査、検討等を行い、必要かつ適切に推進します。

### 第2 進捗管理

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクル（※）により、計画の進捗管理を行い、その進捗状況を社会貢献活動支援推進会議に報告するとともに、公表します。

.....  
※PDCAサイクル・・・業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

## < 参考 (1) >

### 高知県社会貢献活動推進支援条例

#### 目 次

第 1 章 総則（第 1 条— 第 8 条）

第 2 章 社会貢献活動に対する支援策の基本的事項等（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 国及び他の地方公共団体との協力等（第 17 条・第 18 条）

附 則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、現在及び将来の地域社会において重要な役割を担う社会貢献活動に対する支援について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体の責務を明らかにするとともに、社会貢献活動に対する支援策の基本となる事項を定めることにより、その支援策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の社会生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において「社会貢献活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

2 この条例において「社会貢献活動団体」とは、社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体をいう。

##### （基本理念）

第 3 条 社会貢献活動に対する支援は、次に掲げる基本的な方向により、県、市町村、事業者及び県民が、それぞれの能力に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に推進することにより行われなければならない。

(1) 社会貢献活動団体の自主的な社会貢献活動を尊重し、促進する支援であること。

(2) 社会貢献活動団体が自立し、地域社会の主体となるような支援であること。

(3) 県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体のパートナーシップの醸成につながる支援であること。

##### （県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める社会貢献活動に対する支援についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、総合的な支援策を策定し、及び実施するものとする。

##### （市町村の責務）

第 5 条 市町村は、基本理念に基づいて、当該市町村の区域の実情に応じた社会貢献活動に対する支援策を実施するように努めなければならない。

##### （事業者の責務）

第 6 条 事業者は、基本理念に基づいて、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるように努めるとともに、県又は市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策に協力するように努めなければならない。

##### （県民の責務）

第 7 条 県民は、基本理念に基づいて、社会貢献活動に自ら努めるとともに、県又は市町村

が実施する社会貢献活動に対する支援策に協力するように努めなければならない。

(社会貢献活動団体の責務)

第8条 県、市町村、事業者又は県民から支援を受けた社会貢献活動団体は、当該支援を最大限に生かし、誠実かつ着実に社会貢献活動を推進するものとする。

## 第2章 社会貢献活動に対する支援策の基本的事項等

(社会貢献活動支援推進計画)

第9条 知事は、第4条の規定により、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる計画（次項において「社会貢献活動支援推進計画」という。）を定めるものとする。

2 社会貢献活動支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画の構想

(2) 計画の目標

(3) 社会貢献活動団体の概況及び課題

(4) 社会貢献活動に対する支援策

(5) 前各号に掲げるもののほか、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(活動基盤の整備)

第10条 県は、社会貢献活動が継続的かつ円滑に推進されるように、社会貢献活動を支援する拠点の整備、情報の提供等社会貢献活動の基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする。

(財政基盤の整備)

第11条 県は、社会貢献活動団体が継続的かつ円滑に社会貢献活動を推進することができるように、社会貢献活動団体の財政基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする。

(人づくりの推進)

第12条 県は、社会貢献活動に関する専門的知識を有する人材、社会貢献活動団体を支える人材等の育成を図るために必要な方策を講ずるものとする。

(広報、学習機会の提供等)

第13条 県は、事業者及び県民が社会貢献活動に対する理解を深め、並びに社会貢献活動への自主的な参加が促進されるように、広報、学習機会の提供等の必要な方策を講ずるものとする。

(交流及び連携の推進)

第14条 県は、社会貢献活動団体相互の交流及び連携が図られるように、情報の交換等の必要な方策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第15条 県は、社会貢献活動に対する支援策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

(県民等の参加及び協働による支援の推進等)

第16条 県は、社会貢献活動に対する支援に関して事業者、県民及び社会貢献活動団体（以下この項において「県民等」という。）から広く意見を聴き、並びに県民等と協議を行うことにより、県民等の参加及び協働による社会貢献活動に対する支援を推進するものとする。

2 県は、社会貢献活動に対する支援について必要な調査及び研究を行い、その成果の普及を図るものとする。

## 第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第17条 県は、国及び他の地方公共団体と協力して、社会貢献活動が推進されるように努めるものとする。

(市町村への支援)

第 18 条 県は、市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策を支援するように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

< 参考 ( 2 ) >

高知県社会貢献活動支援推進会議委員名簿

区分	団 体 名 等	氏 名	任 期
行政関係	高知市市民協働部 地域コミュニティ推進課長	藤原 美穂	H30.4.1～ H31.3.31
	土佐町産業振興課長	伊藤 敏雄	H29.4.1～ H31.3.31
企 業	(株)四国銀行法人サポート部 調査役	門田 芳穂	H29.4.1～ H31.3.31
	高知県経営者協会総務課長	永野 和香	H30.4.1～ H31.3.31
県 民	公募委員	古川 佳代子	H29.4.1～ H31.3.31
	公募委員	安岡 千春	H29.4.1～ H31.3.31
N P O	特定非営利活動法人 暮らすさき事務局長	大崎 緑	H29.4.1～ H31.3.31
	特定非営利活動法人 室戸ドルフィンプロジェクト 事務局長	松島 弘	H29.4.1～ H31.3.31
学識経験者	高知県公立大学法人高知県立大学 地域教育研究センター長	清原 泰治	H29.4.1～ H31.3.31
	国立大学法人高知大学 地域連携推進センター 講師	梶 英樹	H29.4.1～ H31.3.31
中間支援組織	高知県ボランティア・NPOセンター 所長	間 章	H30.4.1～ H31.3.31
	認定特定非営利活動法人 NPO高知市民会議チーフ	矢田 正江	H29.4.1～ H31.3.31
	特定非営利活動法人 高知県西部NPO支援ネットワーク 理事長	八木 雅昭	H29.4.1～ H31.3.31